

議第54号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月2日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

飛驒高山観光案内所の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 <u>飛騨高山観光案内所を除く観光施設</u>（以下「<u>指定施設</u>」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 観光施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>指定施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>観光施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定施設</u>の次条に規定する使用の許可、取消し、制限及び停止並びに入館者の制限に関する業務</p> <p>(4) <u>指定施設</u>の使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(5) <u>指定施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>観光施設</u>の次条に規定する使用の許可、取消し、制限及び停止並びに入館者の制限に関する業務</p> <p>(4) <u>観光施設</u>の使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(5) <u>観光施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(6) (略)</p>

(使用の許可)

第4条 第2条に定める観光施設のうち市長が別に定める観光施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長（指定施設にあつては、指定管理者。次条及び第6条において同じ。）の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、観光施設の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を制限することができる。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、観光施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、観光施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(6) (略)

(使用料等)

第7条 観光施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、指定施設の使用料は、同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

(使用料等の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に指定施設の

(使用の許可)

第4条 第2条に定める観光施設のうち市長が別に定める観光施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、観光施設の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を制限することができる。

(使用許可の取消し)

第6条 指定管理者は、観光施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、観光施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(6) (略)

(使用料等)

第7条 観光施設を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

(使用料等の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に使用料及び

使用料及びその他収入を当該指定管理者の収入として収受させる。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、及び免除することができる。ただし、指定施設の使用料については、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者において減額し、及び免除することができる。

その他収入を当該指定管理者の収入として収受させる。

(使用料等の減免)

第8条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、及び免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 改正後の高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。